

～新小学1年生の児童の保護者のみなさまへ～

入学準備金（就学援助制度）のお知らせ

松山市では、経済的な理由で公立小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費の一部や修学旅行費、給食費などの援助を行っています。

就学援助費のうち、入学準備金（新入学児童生徒学用品費等）は申請によって入学前の3月に受け取ることができますので、希望される方はお子様が入学予定の小学校へお申し込みください。

○どんな世帯が対象となるの？

松山市にお住まいで、以下のいずれかに該当する方（ただし、世帯内で該当理由はいずれかに統一してください。）※生活保護の方は対象となりません。

該当理由	必要書類	備考
① 生活保護が停止または廃止された方 ※停止または廃止後に世帯の構成が異なる場合は、この理由での申請はできません。	保護廃止（停止）決定通知書 および 保護受給証明書	停止または廃止され、申請を希望される場合は、すみやかに学校へお申し出ください。
② 市町村民税が非課税の方	令和5年度 市民税・県民税非課税証明書	学生及び幼児・乳児を除く全員の証明が必要です。
③ 市町村民税が減免されている方	通知書	
④ 個人事業税が減免されている方	通知書	
⑤ 固定資産税が減免されている方	通知書	新築住宅に対する軽減措置等は対象外です。
⑥ 国民年金の保険料が免除されている方 ※4分の1免除は対象外です。 ※世帯に国民年金以外の年金制度の方がいる場合や、年金受給中の方がいる場合は、この理由での申請はできません。	国民年金保険料免除申請承認通知書 または 国民年金保険料免除理由該当通知書	学生及び幼児・乳児を除く全員の証明が必要です。
⑦ 国民健康保険の保険料が減免 または 徴収猶予・軽減されている方	令和5年度 国民健康保険料納入通知書	世帯の方全員の氏名が確認できる必要があります。
⑧ 児童扶養手当を受給されている方	有効期限が令和6年10月31日の 児童扶養手当証書	該当する方の証書は郵送にて、令和5年11月末までにお手元に届く予定です。
⑨ 生活資金貸付金を受給されている方	生活福祉資金貸付決定通知書 または 通帳の写し（口座名義・振込金額）	
⑩ 経済的理由によりお困りの方	令和5年度 市民税・県民税課税（所得）証明書	学生及び幼児・乳児を除く全員の証明が必要です。

※⑩の項目で否認定となった際、新型コロナウイルス感染拡大等の影響で、直近の収入が減った場合、再申請ができます。

○入学準備金とは？

ランドセルや通学用服など、新入学に必要な学用品・通学用品にかかる費用を援助するものです。

	対象	支給額	支給時期
小学校	令和6年4月に 小学1年生となる児童	54,060円	入学前の3月
中学校	小学6年生の児童	63,000円	入学前の3月

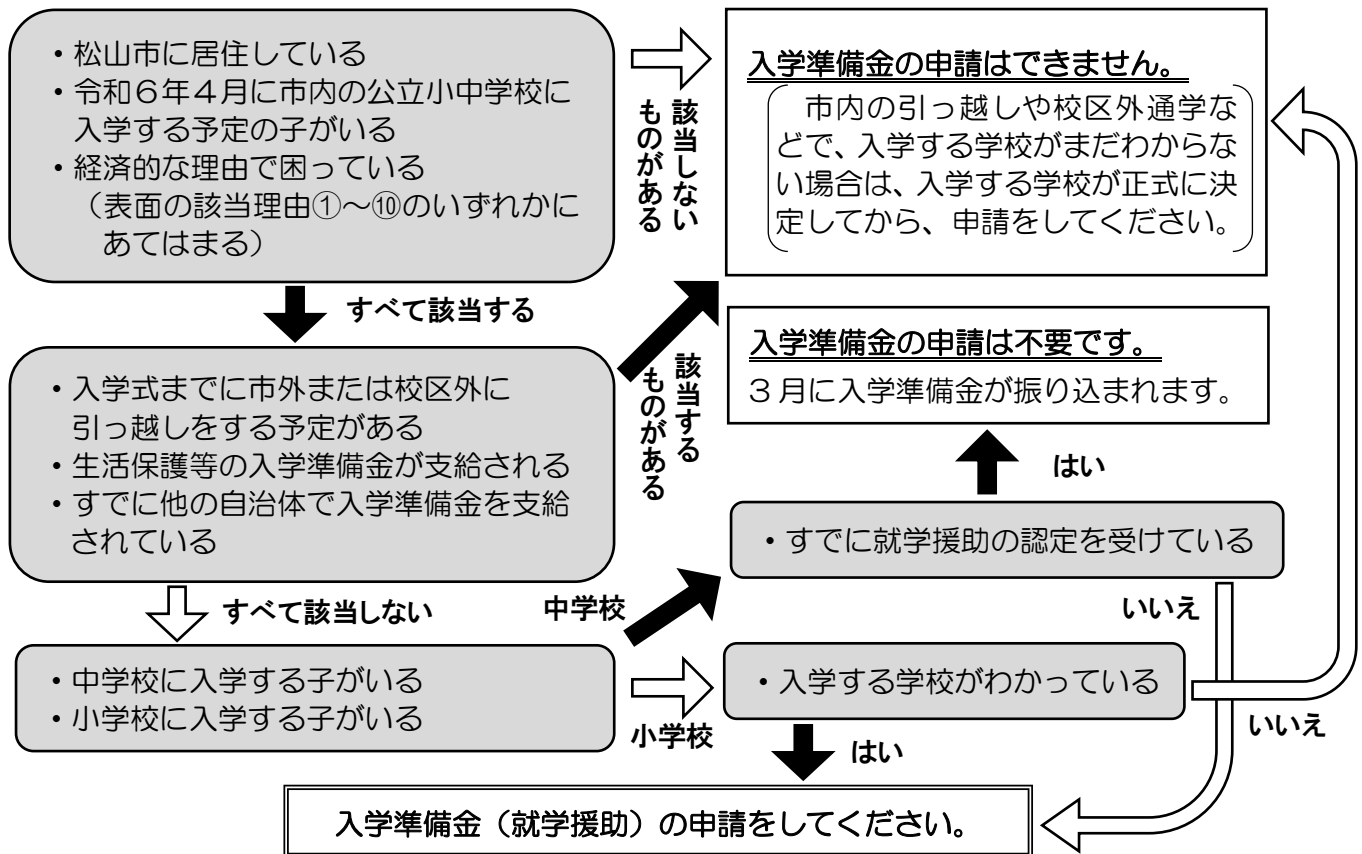
～ご注意ください～

次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、入学準備金の対象にはなりません。

- (1) 令和6年4月の入学式までに、松山市から転出される方
- (2) 公立小中学校（県立中等教育学校前期課程を含む）以外の学校へ入学される方
- (3) 生活保護や入所施設での入学準備金を受給される方
- (4) 松山市以外で、同じ児童に対する入学準備金を受給された方

※入学準備金を受給した方が、(1)～(4)に該当する状況になった場合は、すみやかに各学校へご連絡ください。（入学準備金は返還していただきます。）

○入学準備金の申請をする人は？（矢印にそってご確認ください）



○申請の方法は？

	新小学1年生	新中学1年生
申し込み	10月～11月頃、入学予定の各小学校に申請書類を提出します。	原則として随時、通学している各小学校に申請書類を提出します。
結果通知	1月頃、入学予定の各小学校を通じて認定結果が通知されます。	申請後、2～3週間後に各小学校を通じて認定結果が通知されます。
書類提出	1月頃、入学予定の各小学校に口座振替依頼書、確認書を提出します。	現在通学している各小学校に口座振替依頼書、確認書を提出します。
支給	3月（予定）に、各小学校を通じて入学準備金が口座に振り込まれます。	

※提出書類に不備があった場合は、3月の振り込みに間に合わないことがありますのでご了承ください。
 ※申し込み後の引っ越しや婚姻など、世帯の状況に変化があった場合は必ず学校にお申し出ください。

～ご注意ください～

入学前に入学準備金の支給を受けた人は、**入学後（4月から）も就学援助制度を希望する場合、別途、令和6年度の申請をする必要があります。**新小学1年生は入学後の4月中、新中学1年生は入学前の1月下旬頃から入学後の4月末までに、通学している小中学校へ再度書類をご提出ください。

なお、入学準備金の入学前支給を希望しない方で、入学後の4月1日に就学援助が認定（当初認定）された方には、6月以降に入学準備金を支給します。

お問い合わせ先

お子さまが通学しているまたは入学予定の小学校（制度の申請先は各小学校です）